

物流全体で適切な価格転嫁を
～道内では初の北海道運輸局と連携した合同荷主パトロールを実施～

令和7年11月10日
公正取引委員会事務総局北海道事務所
国土交通省北海道運輸局

公正取引委員会事務総局北海道事務所と北海道運輸局は、国土交通省が物流分野全体の取引環境の適正化のために実施しているトラック・物流Gメンによる「集中監視月間」(令和7年10月～11月)において、改正物流法の違反原因行為や荷主事業者等による取適法の違反行為の未然防止等の観点から、下記のとおり、荷主事業者等に対する合同荷主パトロールを北海道地区で実施します。

記

- 1 実施日時 令和7年11月17日(月) 10:00～16:00
令和7年11月25日(火) 10:00～16:00
令和7年11月27日(木) 10:00～16:00
雨天決行
- 2 場 所 札幌市
恵庭市・千歳市
苫小牧市
- 3 内 容 令和7年4月1日に施行された改正物流法の違反原因行為(不当な価格の据え置き等)や、令和8年1月1日施行予定の「中小受託取引適正化法(取適法)」を契機に、荷主事業者に対する一層の価格転嫁・取引環境の適正化に関する理解と協力を得るために荷主事業者訪問を実施

【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局北海道事務所総務課

電話 011-231-6300(直通)

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/

国土交通省北海道運輸局自動車交通部貨物課

電話 011-290-2743(直通)

ホームページ <https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/>

- ・北海道運輸局による改正物流法、トラック・物流Gメン制度等の周知
- ・公正取引委員会による取適法の周知(特定運送委託の概要、取引の際の遵守事項・禁止事項等)

- 4 取材対応 冒頭(集合場所で関係者が集合し、荷主施設の入り口付近まで)の撮影が可能です。
- 希望される場合は、11月12日17時までに、以下の必要事項を記載の上、メールでお申し込みください。詳細については取材を希望された際にお伝えします。
- 件 名:【撮影・取材希望】合同荷主パトロール
- 本 文:氏名(ふりがな)、報道機関等名・所属、連絡先(電話番号、メールアドレス)、取材場所
- 送付先:hkt-kamotsuka - o - ki.ml@lit.go.jp

迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「- o - 」としております。電子メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。

留意事項

- ・駐車スペースの用意はありません。